

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年5月28日
【会社名】	株式会社幸和製作所
【英訳名】	K O W A C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉田 秀明
【本店の所在の場所】	大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1
【電話番号】	(072)238-0605
【事務連絡者氏名】	統括本部統括部長 山川 晋
【最寄りの連絡場所】	大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1
【電話番号】	(072)238-0605
【事務連絡者氏名】	統括本部統括部長 山川 晋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年5月28日開催の当社第34期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円

配当総額 43,431,840円

効力発生日 2021年5月31日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を図るために、監査役会設置会社から監査等委員設置会社へ移行するため、現行定款を変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役として、玉田栄一、玉田秀明、植田 樹の3名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員として、藤田清文、小島幸保、加藤伸隆の3名を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査等委員1名選任の件

補欠監査等委員として、高森裕行の1名を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額300,000千円以内と定めるものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の報酬等の額を年額30,000千円と定めるものであります。

第8号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、以下を選任するものであります。

東陽監査法人

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果および賛成割合（％）
第1号議案 剰余金処分の件	34,240	62	0	（注1）	可決 99.61
第2号議案 定款一部変更の件	34,240	61	0	（注2）	可決 99.61

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果および賛成割合（％）
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件					
玉田 栄一	34,211	91	0		可決 99.53
玉田 秀明	34,372	96	0	（注3）	可決 99.51
植田 樹	34,214	88	0		可決 99.54
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
藤田 清文	34,165	137	0	（注3）	可決 99.39
小島 幸保	34,164	138	0		可決 99.39
加藤 伸隆	34,168	134	0		可決 99.40
第5号議案 補欠監査等委員1名選任の件					
高森 裕行	34,238	64	0	（注3）	可決 99.61
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件	34,187	115	0	（注1）	可決 99.46
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	34,202	100	0	（注1）	可決 99.50
第8号議案 会計監査人選任の件	34,237	65	0	（注1）	可決 99.60

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

- 2．議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上